

命と暮らしを まもるためにできること

～これからの治水～

阪神西部(武庫川流域圏)
地域総合治水推進計画



阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会

阪神西部
(武庫川流域圏)

地域総合治水推進計画のあらまし

近年、都市化の進行や局地的豪雨の増加により、河川や下水道の整備といったこれまでの治水対策だけでは浸水被害を防ぐことが困難となってきています。そこで雨水を一時的に貯留・浸透させる流域対策や、被害を小さくする減災対策を組み合わせた**総合治水**を推進することが重要です。

本計画は、「総合治水条例(H24.4.1施行)」に基づき、県・市及び県民が協働して総合治水を計画的に推進するため、篠山市・三田市の田園地帯を流れる武庫川上流域から、低平地に人口・資産が集積する尼崎市蓬川～芦屋市域の阪神地域を含む阪神西部(武庫川流域圏)地域を対象として、定めたものです。

※計画策定にあたっては、地域住民、学識者、関係市等からなる「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」等において広く意見を聴き、計画に反映しました。

総合治水の基本的な目標

第一に人的被害の回避・軽減を、第二に県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目的として、住民総意のもと、武庫川下流部築堤区間での河道整備・堤防強化や既存ダムの活用、下水道の整備促進、雨水の流出抑制対策等にあわせて、住民主体の取り組みに力点を置いた減災対策を推進し、流域圏全体で防災力の向上を図る。

計画期間：H24年度から概ね10年間

総合治水を推進するための基本的な方針

県・市及び県民が相互に連携を図りながら、協働して総合治水を推進します。

また、県民は自治会等が主体となって、住民に総合治水を理解してもらうための取り組みを推進します。

阪神西部(武庫川流域圏)地域の概要

武庫川流域と市街地を流れる蓬川、新川、東川、洗戎川、夙川、堀切川、宮川、芦屋川の各流域からなる武庫川流域圏は、治水・利水・河川環境の面で地域の重要な役割を担っており、地域住民との協働のもと維持管理が行われています。

当該流域圏は8市、人口約110万人を抱え、沿岸地域は著しく都市化が進んでいます。一方、圏域面積564km²の7割が山林です。

このため、計画策定に際しては流域圏の特性を考慮し、下記3ブロックに区分して取りまとめを行いました。

上流域ブロック
(篠山市、三田市、神戸市)

森林や水田が大半

中流域ブロック
(宝塚市、伊丹市、西宮市[北部])

森林や水田と
市街地が共存

下流域ブロック
(西宮市[南部]、芦屋市、尼崎市)

市域のほとんどが
高度に市街化

河川下水道対策

対策の基本的な方針 ながす

河川対策	<p>河川管理者は、戦後最大出水等の目標洪水を安全に流下させるために、以下の対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未整備区間の河道拡幅や河床掘削等の河道整備 ②築堤区間の堤防強化 ③青野ダムの洪水調節容量の拡大 ④新規遊水地の整備 ⑤河川管理施設の老朽化対策を含む適切な維持管理
下水道対策	<p>下水道管理者は、整備目標規模の降雨に対する浸水の被害解消のために、以下の対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①管きよ、ポンプ施設等を整備 ②適切な維持管理

流域対策

- 多発する集中豪雨
- 市街化による流域の保水・貯留機能の低下
- 低平地への人口・資産の集積

これまで進めてきた河川対策に加え、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策を進める。

対策の基本的な方針 ためる

流域圏市との連携や、住民理解・協力に基づき、以下の対策を実施します。

- ①学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の検討と設置
- ②防災調整池の設置指導
- ③利水ダムの治水活用
- ④その他の流出抑制対策



減災対策

社会環境、自然環境、生活環境等の変化による災害リスクの上昇

災害時要援護者の増加などによる自助・共助といった地域防災力の低下

これまでの行政による対策に加え、住民の水害リスクの認識が重要

対策の基本的な方針

流域圏市と協力し、住民主体の取り組みに力点を置いた減災対策を推進します。「知る」、「守る」、「逃げる」、「備える」を4本の柱として、総合的な観点から取り組みます。

水害リスクを知る機会の提供

- (1) ハザードマップ等を活用したわがまちを歩く体験型講座等の開催
- (2) 住民が総合治水の重要性を認識できるよう、啓発を実施

水害リスクを知るツールの整備

- (1) 住民による浸水被害や避難に関する情報把握及び周知への協力
- (2) 内水氾濫や水害リスクが理解できるよう、ハザードマップの改良・強化の検討
- (3) CGハザードマップの継続公開と、活用方策の検討

防災の担い手となる人材の育成

- (1) 住民による浸水被害及びこれらに対する適切な対策についての学習
「ひょうご防災リーダー講座」や「出前講座」の実施による防災の担い手育成
- (2) 行政担当職員が専門的知識を身につけることができる研修の充実

CGハザードマップ



内水ハザードマップ



水害リスクに対する認識の向上

的確な避難のための啓発

知る
逃げる

守る
備える

情報提供体制と水防体制の強化

水害に備えるまちづくりと復旧の備え

自助の取り組みの推進

- (1) ハザードマップ等の一層の活用と、住民が被災しないための必要な知識の啓発
「手作りハザードマップ」の活用による自助・共助の取り組みの推進
- (2) 「ひょうご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発

共助の取り組みの推進

- (1) 住民による自主的な活動を行う。その団体の組織と連携による取り組みの推進
- (2) 災害時要援護者の避難の円滑化に向けた、住民同士が助け合う取り組みの推進

公助の取り組みの推進

- (1) 民間事業者と災害時一時利用に関する協定締結と、津波避難ビルの洪水時利用に関する協定事項の追加
- (2) 避難判断の助けとなる防災情報の提供体制の充実
隣接市間の避難情報の共有と避難所の相互活用に向けた検討

手作りハザードマップの作成状況



津波一時避難場所情報(兵庫県HP)



増水警戒情報



水位予測(フェニックス防災システム)



避難情報の伝達

- (1) 住民は被害・避難に関する情報を収集し、自らの安全を確保
- (2) 市による同報無線、移動無線の充実
- (3) 急激に水位上昇が見込まれる河川の増水警戒情報提供
- (4) 道路アンダーパス部冠水危険箇所における情報板の設置等、現場情報に応じた対策を継続して実施

河川情報の伝達

- (1) 県と気象庁が共同して洪水予報を発表、TV等を通じた早期警戒避難を支援
- (2) 「フェニックス防災システム」を通じた洪水時の水位予測及び、氾濫予測等の配信
- (3) 地上デジタル放送等による雨量・水位情報等の配信

水防体制の強化

- (1) 住民による防災訓練の参加
県市、防災関係機関による相互の情報共有と防災訓練の実施による連携強化
大規模災害を想定した演習の開催
- (2) 自主防災組織の結成促進や水防活動への支援

水害に備えるまちづくりへの誘導

- (1) 水害に備えたまちづくりの実現に向け、減災のための土地利用や、上層階避難が可能でかつ、堅牢な建物への誘導等を図るための検討を実施

重要施設の浸水対策

- (1) 公共施設において、浸水想定水位以上への電気設備等の移設や、地下室の耐水構造化等の対策を検討

水害に対する保険制度等の加入促進

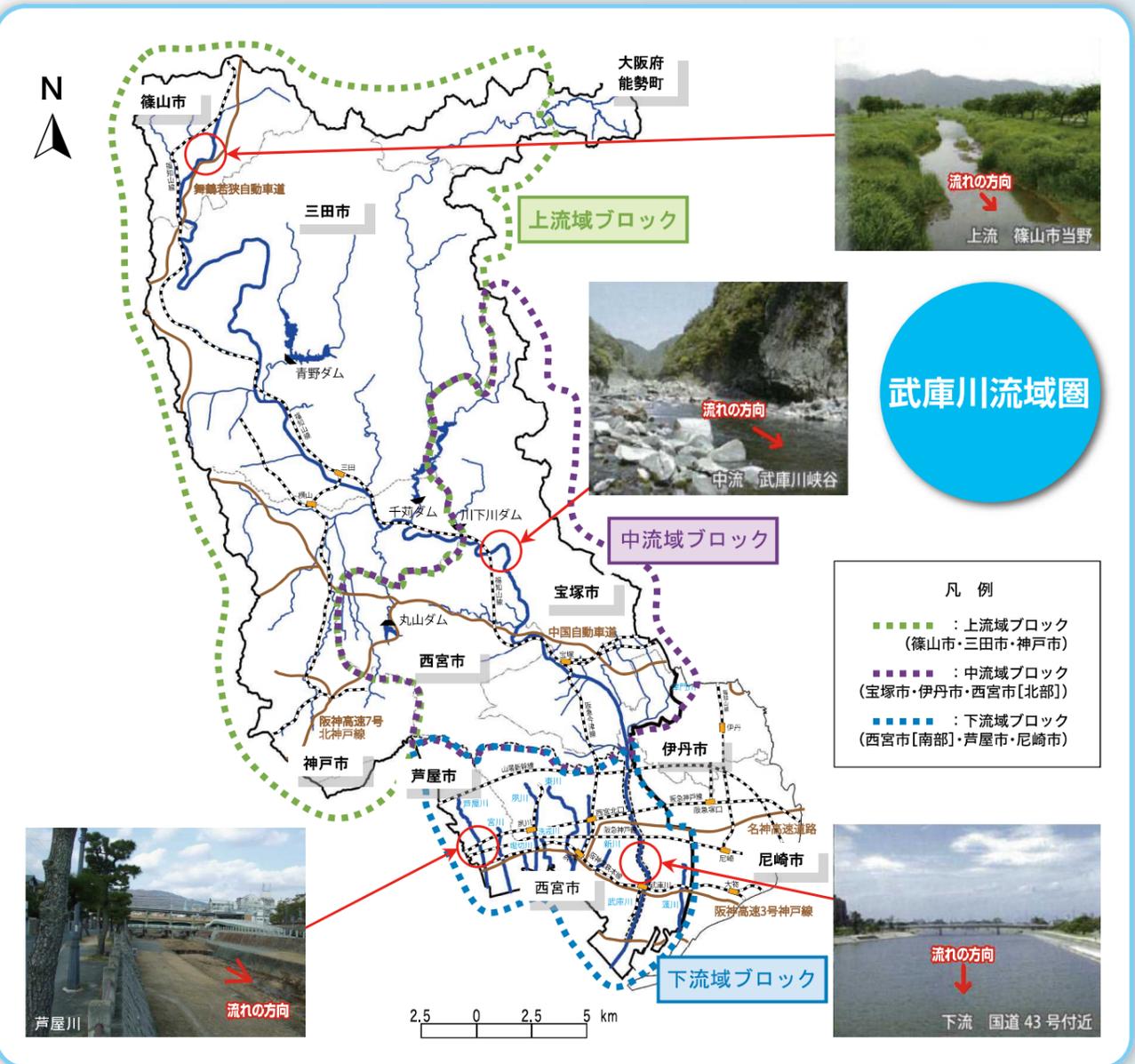
- (1) 「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の加入促進
- (2) 住民による、共済制度等への加入や損害保険契約等の締結を通じた、生活基盤の回復への備え

電気設備の浸水対策



フェニックス共済





環境の保全と創造への配慮

- 以下の方針のもと、多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努めます。
- ①「生物多様性ひょうご戦略」の理念に基づき、生物多様性の保全に配慮した取り組みを進めます。また治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針に基づき、環境の保全と創造に配慮した川づくりに取り組みます。
 - ②「武庫川水系に生息・生育する生物及び、その生活環境の持続に関する2つの原則」を適用します。
 - ・原則1：流域内で種の絶滅を招かない。
 - ・原則2：流域内に残る、優れた「生物の生活空間」の総量を維持する。

その他総合治水を推進するにあたって必要な事項

阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続するものとし、県は計画の進捗状況を協議会へ適宜報告します。

なお、社会情勢の変化、県及び市の行財政の動向等を勘案し、計画対象期間の中間(概ね5年)に、計画の進捗状況の検証、その他計画全体の総点検を行います。

津波防災に関する事項

兵庫県では、これまで1854年の安政南海地震(M8.4)による津波を想定し、津波対策を実施してきましたが、南海トラフ地震による最大クラスの津波にも備えるため、「津波防災インフラ整備5箇年計画」を策定し、計画的・重点的に津波対策を推進します。



指定施設

◆指定施設とは、県・市及び県民自らが、浸水被害軽減の必要性を認識して、総合治水の取り組みを積極的に進めていくために、流域対策や減災対策に特に必要と認める施設であり、知事が指定するものです。施設の指定には施設所有者の同意が必要で、指定が行われるとその機能を備えることや、維持管理が義務付けられます。

■指定施設一覧(流域対策) (H25年4月現在)

分類	指定施設名	所在地	内容
指定雨水貯留浸透施設	県立宝塚東高校	宝塚市	校庭貯留
	県立阪神昆陽高校	伊丹市	校庭貯留

※今後、施設管理者と協議を行い、その他の対象施設も含めて指定を目指します。

お問い合わせ先

阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会
http://web.pref.hyogo.lg.jp/hs04/mukogawa_suishinkyougikai.html
阪神南県民センター 西宮土木事務所 武庫川対策室(事務局)
 〒662-0854 西宮市榎塚町2-28
TEL.0798-39-6145